

株式会社オーケーに対する再生支援決定について

2016年3月22日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する再生支援決定を行いました。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

株式会社オーケー

2. 再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の名称

株式会社大分銀行（以下「大分銀行」という。）

株式会社マルミヤストア（以下「スポンサー」という。）

3. 事業再生計画の概要：別紙参照

4. 買取申込み等期間

2016年3月22日（火）から

2016年5月10日（火）まで（機構必着）

5. 回収等停止要請

法第27条第1項に基づき、「関係金融機関等」に対して、上記4に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、再生支援対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

6. 商取引債権の取扱い

再生支援対象事業者に対する再生支援決定にあたっては、事業再生計画において指定する関係金融機関等が再生支援対象事業者に対して有する金融債権につき、実質的な債権放棄等の依頼が行われるにすぎず、商取引債権については、支援の依頼を行わないため、何ら影響はありません。

7. 再生支援決定についての機構の考え方

本再生支援決定についての機構の考え方は、次のとおりです。

(1) 支援の意義

再生支援対象事業者は、大分県全域に食品スーパーマーケットを24店舗展開しております。2015年2月期の来店客数は延べ686万人にも上り、大分県の多くの地域住民の生活インフラ・生活拠点となっており、その店舗は地域にとって有用な経営資源であると考えられます。

また、再生支援対象事業者は多数のパート、アルバイトを含め約500名の従業員を雇用しているほか、地域の小規模零細取引先を含む多くの取引先との取引を有しており、再生支援対象事業者に係る事業の再生は地域における労働状況及び地域経済の安定・発展に寄与するものといえ、支援の意義が認められると考えます。

(2) 機構の役割

本件において機構は、事業再生計画の策定を支援するとともに、公正・中立的な立場から、関係金融機関等と再生支援対象事業者との関係者間の利害調整を行い、円滑な事業再生を目指します。なお、機構による再生支援対象事業者への融資・出資及び関係金融機関等からの債権買取りは予定しておりません。

※ 公表する理由

なお、本件について公表を行うことが、再生支援対象事業者の信用を維持・改善し、その再建に資するものであることから、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意の上で公表を行うこととしました。

以 上

(別紙) 事業再生計画の概要

第1 再生支援対象事業者の概要

①再生支援対象事業者	株式会社オーケー
②本店所在地	大分県大分市高崎三丁目1番25号
③設立日	1978年2月
④資本金	50百万円
⑤株式	発行可能総数 1,000株 発行済株式総数 全て普通株式60株
⑥事業	食品スーパー事業等
⑦従業員数	正社員58名、パート等515名 (2016年2月20日現在)
⑧主な事業所	本社、花高松店、新川店等
⑨取引銀行	大分銀行等
⑩財務状況 (2015年2月期)	売上高：13,055百万円、経常利益：▲107百万円 当期純利益：▲230百万円 純資産：370百万円、総資産：7,631百万円

第2 支援申込みに至った経緯

再生支援対象事業者は、1978年の創業以来、大分県全域に食品スーパーマーケット「新鮮市場」を展開してまいりました。新鮮な生鮮食品を割安に提供する等で多くの顧客の信用を獲得し、順調に事業を拡大してきました。

近年、再生支援対象事業者の店舗商圏への競合店の出店が続くとともに、ディスカウントストア等が食品の取扱いを増やす等、競争が激化してきたことを受け、再生支援対象事業者の業績が徐々に下降する状況に陥りました。

再生支援対象事業者は、2005年以降、積極的に新規出店を行ったものの、期待した収益、キャッシュフローの獲得には至らず、さりとて、新規出店店舗の多くは借地権付建物であり、撤退コスト等を勘案すると撤退も容易ではなく、財務状況が徐々に悪化していきました。また、再生支援対象事業者は精肉・鮮魚・惣菜といった主力部門をテナントに外注しているため、セールスマックスの構築等利益率の改善施策が十分に実施出来ず、業績の悪化に歯止めをかけることができない状況が継続しておりました。

以上の状況を踏まえ、再生支援対象事業者は、主力金融機関である大分銀行並びにスポンサーと協議の上で、機構に再生支援を申し込むことといたしました。

第3 事業再生計画の概要

1. 事業計画の基本方針/主要施策

スポンサーは、吸収分割の手法を用いて、スポンサーが設立する株式会社（以下「承継会社」という。）に対し、再生支援対象事業者が有する店舗のうち18店舗を承継させます。また、承継会社においては、以下の施策等を実施し、事業の再生を図る方針です。

- (1) テナントに外注していた精肉・惣菜部門を直営化することで、利益率の改善を図ってまいります。
- (2) 過去に資金繰りの観点より実施できなかった設備投資を行うことで、店舗競争力等を改善させ、来店客数の向上等を図ってまいります。
- (3) 承継店舗のうち3店舗については、スポンサー指導の下、ディスカウントストアに業態を変更し、競争力の回復を図ってまいります。

2. スポンサーの役割

(1) 人材の投入・事業支援

スポンサーは、承継会社に対し、経営陣を派遣することでガバナンス体制の強化を図ってまいります。また、部門の直営化等の施策実施に必要な人材を投入し、事業の再生に必要な事業支援を行う予定です。

(2) 従業員等

スポンサーは、パート・アルバイトを含む全ての従業員の雇用を承継する予定です。

(3) 計画実施に必要な資金の投下

スポンサーは、承継会社に対して出融資を通じ、承継会社の運転資金及び計画中の設備投資等に必要な資金を投下することを予定しております。

以 上